保険外併用療養費に関する事項

長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

■ 制度について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）が販売されている先発医薬品（長期収載品）について、医療上の必要がないにもかかわらず患者さんのご希望で先発医薬品を選ばれた場合、通常の窓口負担に加えて「特別の料金」をご負担いただく仕組みとなっております。

この特別の料金は保険が適用されないため、消費税を申し受けます。

■ 特別の料金の額

先発医薬品と後発医薬品の価格差に応じて算出されます。令和８年６月１日から、算出の割合が次のとおり変更となりました。

変更前（令和８年５月 31 日まで）	価格差の　４分の１　相当額
変更後（令和８年６月１日から）	**価格差の　２分の１　相当額**

※ 上記に消費税を加えた額をご負担いただきます。

※ 実際の金額はお薬の種類・数量によって異なります。窓口で薬剤師がご説明いたします。

■ 特別の料金がかからない場合

次のような場合は、これまでどおりの窓口負担のみとなります。

・医師が医療上の必要があると判断した場合（先発医薬品と後発医薬品で効能・効果に差がある、副作用等により後発医薬品への変更が困難、剤形の違いにより服用が困難 など）

・当薬局において後発医薬品の在庫がなく、提供することが困難な場合

・流通の状況により、後発医薬品を提供することが困難な場合

■ 対象となるお薬

すべての先発医薬品が対象となるわけではありません。後発医薬品が販売されてから一定期間が経過したものなど、国が定めた基準に該当するお薬が対象です。お手持ちの処方箋が対象となるかどうかは、窓口でご確認いただけます。

■ ご相談ください

後発医薬品への変更をご希望の場合や、特別の料金についてご不明な点がある場合は、薬剤師までお気軽にお声がけください。処方箋の記載内容によっては、処方医への確認が必要となる場合がございます。

令和８年　６　月　１　日

よつば薬局　　管理薬剤師　野口　晃史